JIAXING SUPER LIGHTING ELECTRIC APPLIANCE, CO., LTD. v. CH LIGHTING TECHNOLOGY CO., LTD.事件、上訴番号 2023-1715 (CAFC、2025年7月28日)。Dyk裁判官、Chen裁判官、Hughes裁判官による審理。テキサス州西部地区地方裁判所(Albright裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Super Lighting社は、CH Lighting社を3件の特許を侵害しているとして提訴した。それらの特許のうちの2件は直管LEDランプに関するもので、1件はそれらのランプの感電保護回路に関するものであった。

CH Lighting社は、直管LEDランプに関する2件の特許を侵害したことは認めたが、販売による特許性の喪失(on-sale bar)を理由にこれらの特許は無効にすべきであると主張した。地方裁判所は、Super Lighting社が有効出願日より前にこれらの発明を具体化した製品の販売の申し出をしていたという証拠を除外した。この問題に関して残された唯一の証拠は専門家の証言であったが、地方裁判所はそれだけでは十分ではないとした。従って、地方裁判所は、2件の特許は無効ではないとする法律の問題としての判決(judgment as a matter of law: JMOL)を求める申し立てを認めた。

陪審員は、残りの特許は有効であり侵害されているとした。従って、陪審員は3件の特許すべてに対する侵害を理由に、約1,400万ドルの損害賠償を命じた。その後、地方裁判所は侵害が故意であるとし、損害賠償額を倍増した。

争点/判決:

地方裁判所が、直管LEDランプに関する 2件の特許は無効ではないとする JMOLを認めたことは誤りであったか。然り、一部覆され、一部取り消しとなり、差し戻しとなった。

審理内容:

CAFCは、専門家の証言のみでは、発明が有効出願日より前に販売されていたとするには十分ではないという地方裁判所の見解に同意した。しかし、CAFCは、地方裁判所が他の関連証拠を除外したことは裁量権の濫用であるとした。

主要な証拠は、直管LEDランプの明細書を伴った販売の申し出(offer of sale)であった。これは、証拠の信憑性を立証することができると特定された証人が正式事実審理(trial)に出廷できず、および別の証人を立てたい当事者が、相手方がその変更に準備するのに十分なほど早く相手方に知らせなかった故に、地方裁判所が別の証人による書類の信憑性の立証を認めなかったため、正式事実審理(trial)では証拠として採用されなかった。CAFCは、連邦規則(Federal Rule)もしくは地方規則(local rule)では、どの証人が証拠の信憑性を立証するかを当事者が事前に特定することを義務付けていないとした。販売の申し出(offer of sale)に関するその他の証拠は、不公正行為(inequitable conduct)に関するものとされ(この主張は正式事実審理前に取り下げられていた)、ワット数の異なる直管LEDランプに関するものであったため、認められなかった。CAFCは、証拠が不公正行為のみに関するものであるということに同意しなかった。さらに、CAFCは、対象クレームはワット数に関するものではないとした。これらの理由のため、CAFCは、地方裁判所がこの証拠を採用しなかったことは誤りであるとした。

その後、CAFCは、2件の特許の有効性に関する新たな正式事実審理を行うように本件を差し戻しとし、また、当初の損害賠償額計算は 3 件の特許すべての損害賠償額を合計したものに基づいていたため、配分が必要であるとして、損害賠償額の決定を行うよう本件を差し戻しとした。

© 2025 OLIFF PLC